

平成22年9月9日公表

## 共済減収調査結果

－ 平成21年産指定かんきつ －

### 【調査結果の概要】

1 和歌山県

共済金支払基準となる、減収割合30%を超えた調査樹園地の減収面積は54a（調査樹園地全体の7.3%）、10a当たり減収量は1,300kg、10a当たり減収率は45.1%であった。

2 熊本県

共済金支払基準となる、減収割合30%を超えた調査樹園地の減収面積は190a（調査樹園地全体の9.5%）、10a当たり減収量は475kg、10a当たり減収率は46.9%であった。

### 【統計表】

平成21年産指定かんきつ（半相殺方式）の減収面積、10a当たり減収量及び10a当たり減収率

単位 { 減収面積：a  
10a当たり減収量：kg  
10a当たり減収率：%

調査対象 都道府県	減収面積			10a当たり減収量			10a当たり減収率		
	計	減収割合 30%以下	減収割合 30%超	減収平均	減収割合 30%以下	減収割合 30%超	減収平均	減収割合 30%以下	減収割合 30%超
和歌山	113	59	54	865	348	1 300	31.4	14.9	45.1
熊本	746	556	190	262	201	475	21.8	14.6	46.9

注：1 減収面積とは、10a当たり収量が10a当たり共済基準収穫量から減少した調査樹園地の面積について、区分（減収であった調査樹園地、減収割合が30%以下であった調査樹園地、減収割合が30%超であった調査樹園地）ごとに合計した値である。

2 10a当たり減収量及び減収率とは、調査樹園地の10a当たり収量が10a当たり共済基準収穫量から減少した数量及び割合について、区分ごとに調査樹園地の平均値を算出したものである。

3 減収割合とは、調査樹園地の10a当たり減収量の10a当たり共済基準収穫量に対する割合である。

4 減収割合を30%以下及び30%超に区分しているのは、共済金支払開始損害割合が30%超であることによる。

5 共済基準収穫量とは、その年の天候を平年並みとして、肥培管理なども普通一般並みに行われたときに得られるいわば平年の収穫量であり、果樹共済の半相殺方式においては樹園地ごとに定められ、被害があったとき、損害評価の基準として支払共済金の額の算定の基準となるものである。

この統計調査結果で使用している統計表は、政府統計の総合窓口（e-Stat）の「統計データ新着情報」でご覧になれます。  
【 <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do> 】

## 【調査の概要】

### 1 調査の目的

本調査は、作物統計調査の中の共済減収調査（果樹・収穫共済基準筆調査）として実施したものであり、共済基準減収量及び共済基準減収量に係る作付面積を調査し、農業災害補償制度（農業共済）における損害の額について国が行う審査・認定の資料を作成することを目的としている。

### 2 調査の対象

#### (1) 調査対象作物及び引受方式

指定かんきつ（半相殺方式）を対象に調査を行った。

#### (2) 調査対象

本調査は、共済引受農家戸数が100戸以上かつ共済金額が1億円以上の条件を満たす都道府県を調査対象都道府県とし、調査対象作物別、引受方式別及び品種又は栽培方法等による区分別の共済加入農家の樹園地から選定した果樹共済基準筆を対象に実施した。

#### (3) 調査対象数

作物	調査対象都道府県	調査対象数	調査樹園地面積計	【参考】	
				共済引受面積	共済基準収穫量 (共済加入樹園地計)
指定かんきつ	和歌山県	60 筆	738 a	19 351 a	4 686 765 kg
	熊本県	50	1 990	28 862	3 580 768

注： 共済引受面積及び共済基準収穫量（共済加入樹園地計）は、平成19年産の数値である。

### 3 調査事項

共済基準減収量及び共済基準減収量に係る作付面積

### 4 調査期日

収穫期

### 5 調査方法

各都道府県の共済引受状況（品種又は栽培方法等による区分の割合等）に基づき選定した、果樹共済基準筆に対する職員の実測調査の方法により行った。

### 6 集計方法

調査事項について、果樹共済基準筆の実測調査結果を集計して取りまとめを行った。

### 7 実績精度

果樹・収穫共済基準筆調査（指定かんきつ）についての実績精度（10a当たり収量の精度）は、和歌山県で5%、熊本県で13%であった。

### 8 用語の解説

(1) 農業災害補償制度（農業共済）とは、国の農業災害対策として実施される公的保険制度をいう。

(2) 果樹共済とは、農業共済のうち、うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップルを対象とした共済事業をいい、収穫共済（果実の損害を対象）と樹体共済（樹体の損害を対象）に区分される。

(3) 指定かんきつとは、果樹共済において、はっさく、ぽんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、

河内晩柑、ゆず及びはるみを総称したものである。

- (4) 引受方式とは、果樹共済を補償内容により区分したものであり、その中の一つである半相殺方式とは、農家単位で被害樹園地の減収分のみにより損害を把握する引受方式である。
- (5) 品種又は栽培方法等による区分とは、果樹共済において、同一の作物であっても、品種等によって収穫時期及び被害の発生等に差異があることから、作物ごとに品種等により定めている区分であり、その区分単位で引受が行われている。
- (6) 共済金額とは、被害が生じた場合に支払われる共済金の最高限度額であり、果樹共済の半相殺方式は損害が共済基準収穫量の3割を超えたときに共済金が支払われる。
- (7) 共済基準減収量とは、本調査において、当該樹園地の共済基準収穫量から当該樹園地の収穫量を差し引いて得た数量をいう。

## 9 利用上の注意

統計数値については、下記の方法によって四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。

原 数		4 けた ( 1 000 )	3 けた以下 ( 100 )
四捨五入するけた数 (下から)		1 けた	四捨五入 しない
例	四捨五入する前 (原数)	1 234	123
	四捨五入した後 (統計数値)	1 230	123

### 【ホームページ掲載案内】

- 各種農林水産統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報でご覧いただけます。  
【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】  
この結果の分野別分類は「作付面積・生産量、家畜の頭数など」に分類しています。

### 【関連リンク】

農業災害補償制度関係ページ：農林水産省>経営>農業災害補償制度のページ  
[http://www.maff.go.jp/j/keiei/hoken/saigai\\_hosyo/](http://www.maff.go.jp/j/keiei/hoken/saigai_hosyo/)

### 問い合わせ先

- ◎本統計調査結果について  
農林水産省 大臣官房統計部  
生産流通消費統計課 園芸統計班  
電 話：03-6744-2044
- ◎農林水産統計全般について  
農林水産省 大臣官房統計部  
統計企画課 広報普及班  
電 話：03-6744-2037